

みえの食セレクション

申請前研修



雇用経済部 県産品振興課

説明資料の内容

- (1) 商標登録について ⇒ 【別資料】
- (2) みえの食セレクション選定申請調書について
- (3) みえの食セレクション申請に係る提出書類について

(2)-1 選定申請調書 P.5

	<p>(4) その他 みえの食セレクション申請 <商標登録をしている ・登録番号をご記載 登録番号 [] <商標登録をしてい ・今後の出願予定 <input type="checkbox"/> ある (予定日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> ない</p> <p> <input type="checkbox"/> 商標調査を行い、他人の商標権を侵害していないこと及び類似商品がないか必ず確認してください。 <input type="checkbox"/> 確認済み</p> <p>※参考 ・特許情報プラットフォーム（商標調査） （商標に関する出願・登録情報や商品・役務名等を検索できるツール） https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100 ※商標の調査や登録の方法についてお困りの際は、三重県知財総合支援窓口（電話：059-253-8310 または 0570-082100、e-mail：chizai@miesc.or.jp）までお問い合わせください。</p>
法令遵守体制の整備	<p>当てはまるものにチェックをつけてください。</p> <p>(1) 遵守する法律、省令、条例並びに規格・基準の社内における明確化</p> <p>① 食品衛生法 【営業許可・届出】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該食品の製造、加工、販売※に必要な営業許可の取得又は届出を行っているか。 ※販売場所については、製造・加工施設と同一の場合や、取り扱う食品が包装済みで、常温で長期保存が可能なものであれば、許可・届出は不要です。</p> <p>製造・加工施設（業種： ） （届出日又は更新日： 年 月 日）</p> <p>販売場所（業種： ） （届出日又は更新日： 年 月 日）</p>

申請しようとする商品がすでに他者によって商標登録されている場合、**商標権の侵害**にあたりますので、必ず確認を行ってください。

※商標の調査や登録の方法についてご不明な点がある場合は、三重県知財総合支援窓口（電話：059-253-8310または0570-082100、e-mail：chizai@miesc.or.jp）までお問い合わせください。

※参考

・知財総合支援窓口

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/mie/>

・特許情報プラットフォーム

（商標に関する出願・登録情報や商品・役務名等を検索できるツール）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100>

(2)-2 選定申請調書 P.5

食品の製造、加工、販売をするためには、
 一部の場を除き、**営業許可の取得や届出**
を行う必要があります。

※営業許可についてご不明な点がある場合は、
 最寄りの保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou dan/35449030837.htm>

・所管する保健所(衛生指導課)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou dan/35462030850.htm>

	<p>(4) その他 みえの食セレクション申請商品は商標登録をしているか。 <商標登録をしている場合> ・登録番号をご記載ください。 登録番号 [> <商標登録をしていない場合> ・今後の出願予定 <input type="checkbox"/> ある (〒 年 月 日) <input type="checkbox"/> ない ・商標調査を行い、他社商標を侵害していないこと及び類似商品がないか必ず確認してください。 <input type="checkbox"/> 確認済み</p> <p>※参考 ・特許情報プラットフォーム(商標調査) (商標に関する出願や商品・役務名等を検索できるツール) https://www.jp-platpat.com/ ※商標の調査や登録の件についてお困りの際は、三重県知財総合支援窓口(電話:059-222-1111または0570-082100、e-mail: chizai@miesc.or.jp)までお問い合わせください。</p>
法令遵守体制の整備	当てはまるものにチェックしてください。 (1) 遵守する法律、省令及び規格・基準の社内における明確化 ① 食品衛生法 【営業許可・届出】 <input type="checkbox"/> 当該食品の製造、加工、販売に必要な営業許可の取得又は届出を行っているか。 ※販売場所については、製造・加工施設と同一の場合や、取り扱う食品が包装済みで、常温で長期保存が可能なものであれば、許可・届出は不要です。 製造・加工施設(業種:) (届出日又は更新日: 年 月 日) 販売場所(業種:) (届出日又は更新日: 年 月 日)

(2)-3 選定申請調書 P.6

<p>【規格・基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守しているか。
<p>【HACCPに沿った衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 各業界団体が作成する手引書を参考にした衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図っているか。<input type="checkbox"/> 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成しているか。<input type="checkbox"/> 衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか。<input type="checkbox"/> 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか。<input type="checkbox"/> 衛生管理計画とその実際の記録の写しを添付してください。
<p>② 食品安全基本法</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 表示制度の適切な運用、確保がなされているか。<input type="checkbox"/> 食品安全確保に関する教育、学習がなされているか。<input type="checkbox"/> 緊急事態への対応等に関する体制整備がなされているか。<input type="checkbox"/> 環境に及ぼす影響について配慮されているか。（例・排水方法など）
<p>③ 食品表示法</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 容器・包装の見やすい場所に、名称、原材料名、アレルギー、期限、その他必要な項目を表示しているか。 ※細かいポイントについては、【別紙】を確認してください。<input type="checkbox"/> 食品表示について疑義が生じた場合は、最寄りの保健所に相談しているか。
<p>④ 景品表示法</p> <p>※正しく表示している場合、又は該当しない場合はチェックをつけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていないか。<input type="checkbox"/> 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせているか。<input type="checkbox"/> 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく表示されているか。<input type="checkbox"/> 商品の原産国について、不当な表示がないか。



原則、食品の製造、加工、販売を行う全て
の事業者が、衛生管理計画を作成する必要があります。

※HACCPに沿った衛生管理についてご不明な点がある場合は、最寄りの保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/p0015300009.htm>

・所管する保健所（衛生指導課）

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou/dan/35462030850.htm>

(2)-4 選定申請調書 P.6

食品表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解するための重要な情報源となっていますので、適切に表示しましょう。

※食品表示についてご不明な点がある場合は、最寄りの保健所までお問い合わせください。

※参考

・三重県HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/69482043414.htm>

・所管する保健所(衛生指導課)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsou/dan/35462030850.htm>

【規格・基準】
<input type="checkbox"/> 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守しているか。
【HACCPに沿った衛生管理】
<input type="checkbox"/> 各業界団体が作成した衛生管理計画（HACCP）に基づき、食品等取扱者や関係者に対して、適切な研修や教育を行っているか。
<input type="checkbox"/> 公衆衛生上必要と認められる場合には、衛生管理計画の作成しているか。
<input type="checkbox"/> 衛生管理の実施状況を定期的に確認し、保存しているか。
<input type="checkbox"/> 衛生管理計画及び実施状況を定期的に確認し、効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか。
<input type="checkbox"/> 衛生管理計画と実施状況を定期的に記録の写しを添付してください。
② 食品安全基本法
<input type="checkbox"/> 表示制度の適切性を定期的に評価がなされているか。
<input type="checkbox"/> 食品安全確保に関する研修や学習がなされているか。
<input type="checkbox"/> 緊急事態への対応策を定期的に評価し、体制整備がなされているか。
<input type="checkbox"/> 環境に及ぼす影響について配慮されているか。（例・排水方法など）
③ 食品表示法
<input type="checkbox"/> 容器・包装の見やすい場所に、名称、原材料名、アレルギー、期限、その他必要な項目を表示しているか。 ※細かいポイントについては、【別紙】を確認してください。
<input type="checkbox"/> 食品表示について疑義が生じた場合は、最寄りの保健所に相談しているか。
④ 景品表示法
※正しく表示している場合、又は該当しない場合はチェックをつけてください。
<input type="checkbox"/> 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていないか。
<input type="checkbox"/> 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせているか。
<input type="checkbox"/> 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく表示されているか。
<input type="checkbox"/> 商品の原産国について、不当な表示がないか。

(2)-5 選定申請調書 P.6

<p>【規格・基準】</p> <p><input type="checkbox"/> 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守しているか。</p> <p>【HACCPに沿った衛生管理】</p> <p><input type="checkbox"/> 各業界団体が作成する手順書に基づいて作成しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 公衆衛生上必要な措置を講ずるための手順書を必要に応じて作成しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 衛生管理の実施状況を記録し保存しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 衛生管理計画及び手順書を確認し、必要に応じてその内容を見直しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 衛生管理計画とその実施状況を添付してください。</p> <p>② 食品安全基本法</p> <p><input type="checkbox"/> 表示制度の適切な運用、実施されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 食品安全確保に関する事項がなされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急事態への対応等に備え、整備がなされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 環境に及ぼす影響について配慮されているか。（例・排水方法など）</p> <p>③ 食品表示法</p> <p><input type="checkbox"/> 容器・包装の見やすい場所に成分名、原材料名、アレルゲン、期限、その他必要な項目を表示しているか。</p> <p>※細かいポイントについては【添付書類】を確認してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 食品表示について疑義が生じた場合は、最寄りの保健所に相談しているか。</p> <p>④ 景品表示法</p> <p>※正しく表示している場合、又は該当しない場合はチェックをつけてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく表示されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 商品の原産国について、不当な表示がないか。</p>
--

商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示を
していませんか？

※景品表示法についてご不明な点がある場合は、
三重県消費生活センター(059-224-2400)までお
問い合わせください。

※参考
・消費者庁HP

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/
fair_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

(2)-6 選定申請調書 P.7

- ⑤ 健康増進法
- 健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は、著しく人を誤認させるような表示をしていないか。
 - 特別用途食品（乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行う食品）として食品を取売する場合、その表示について許可を受けているか。

- ⑥ 労働安全衛生法
- 従業員の作業安全確保のための必要な対策を行なっているか。行なっている場合、以下具体的な取組について、当てはまるものにチェックをつけてください。

- 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識の周知・徹底
- 作業安全のためのルールや手順の順守
- 資機材、設備等の安全性の確保
- 作業環境の整備
- 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析、共有
- その他取組内容

[]

- 従業員の事故発生時に備えた措置を講じているか。行なっている場合、以下具体的な取組について、当てはまるものにチェックをつけてください。

- 労災保険への加入等、補償措置の確保
- 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）手順の明文化
- 事故発生時の事業継続のために行なう準備
- その他取組内容（具体的に記入してください。）

[]

- ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）に対する取組について

- 取り組んでいる
- 取り組んでいない



健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は、著しく人を誤認させるような表示になっていませんか？

※健康の保持増進効果についてご不明な点がある場合は、最寄りの保健所までお問い合わせください。

※参考
・消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/
所管する保健所（健康増進課）

https://www.pref.mie.lg.jp/s_kencho/KENCHO/index.htm

(3)-1 提出書類

★は提出必須書類

(1) みえの食セレクション選定申請書(様式第1号): 1部 ★

(2) みえの食セレクション選定申請調書(様式第2号): 1部 ★

(3) 誓約書(様式第3号): 1部 ★

詳細は別ページで説明

(4) 申請者の概要が分かる書類 ア、イ: 各1部 ★

※イについて、電子データがない場合は、郵送にて14部ご提出ください。

ア) 【法人】登記簿謄本の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

【法人以外の団体】代表者の住民票の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

【個人】申請者の住民票の写し(過去6ヶ月以内に発行のもの)

イ) 申請者の事業内容等が分かる書類(会社案内等)

(3)-2 提出書類

★は提出必須書類

- (5) 選定を受けようとする県産品の概要が分かる書類(商品カタログ、チラシ等)
:1部 ★
※電子データがない場合は、郵送にて14部ご提出ください。
- (6) FCP展示会・商談会シート:1部(参考:項目補足シート) ★
- (7) 選定を受けようとする県産品にかかる営業許可の取得又は届出を行っている
ことが分かる資料の写し:1部 ★
- (8) 生産物賠償責任およびリコール費用に係る保険に加入していることが分かる
資料の写し:1部 (加入している場合)
- (9) 商品の安全対策において、対応マニュアル等、取組内容が分かる資料:1部
(トラブル発生時の体制を整えている場合)

(3)-3 提出書類

★は提出必須書類

- (10) HACCPに係る衛生管理計画およびその実際の記録の写し: 1部 ★
- (11) 選定を受けようとする県産品の容器包装全体および食品の一括表示が分かるもの(現物・画像可): 1部 ★
※画像の場合は、食品表示が分かる明瞭なもの
- (12) 食味審査会用レシピ: 1部 ★
- (13) 納税証明に関する書類(過去6ヶ月以内に発行のもの) ア、イ: 各1部 ★
※三重県内に本支店や営業所がある事業者はア、イ両方。
その他の事業者はイのみ。
- ア) 三重県の県税事務所が発行する「納税証明書(県税に滞納がないことを証明する内容)」の写し
イ) 国の税務署が発行する「納税証明書その3 消費税および地方消費税」の写し

おわりに

- ◆例年、チェック項目のチェック漏れや、記述項目の空欄が散見されます。記入箇所に漏れがないかご確認のうえ、ご提出をお願いします。
- ◆みえの食セレクションの申請にあたりご不明な点がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

三重県 雇用経済部 県産品振興課
県産品販売促進班 田上(たがみ)、本田(ほんだ)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024
MAIL syokusan@pref.mie.lg.jp